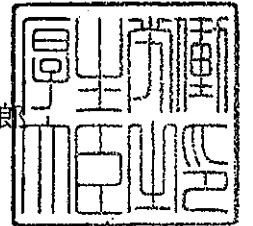


厚生労働省発健第 0831008 号
平成 18 年 8 月 31 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



水道により供給される水の水質基準の設定について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準として、次に掲げる事項について水道により供給される水の水質基準を設定すること。

塩素酸

